

仕 様 書

1 件名

みなと環境にやさしい事業者会議事務局運営等業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 港区立エコプラザ（港区浜松町1-13-1）
- (2) その他港区指定場所

4 目的

「みなと環境にやさしい事業者会議」（以下「本団体」という。）は、事業者、区民及び区が連携し、環境保全活動を実施することで環境問題への意識喚起及び環境行動への動機付けを図ること、また、この活動をモデル事例として区内外に発信することを目的とし、港区が発起人となり平成18年5月に発足した任意団体である。

本団体は、日々変化する地球温暖化対策に係る動向を適切に捉え、本団体会員事業者（以下「会員」という。）の環境保全に関する資源やノウハウを活用し、企画内容に反映するために事務局を設置している。

事務局による効果的な広報活動並びに魅力的な事業実施等をもって、本団体の認知度向上を図るとともに、区民及び企業の環境保全意識の向上並びに温室効果ガス削減へ寄与することを目的とする。

5 業務内容

本団体及び会員の広報周知の他、環境保全活動に関する各種イベントの企画・運営、会員との日常的な連絡調整や幹事会及び総会の開催を行う。

(1) 情報発信戦略業務

ア 本団体の環境保全に関する活動の情報発信

本団体の既存のホームページ（<http://www.mecc-minato.net>）及び各種広報媒体（SNS等）を活用し、本団体の事業等について区民に発信すること。

イ 会員の環境保全に関する活動の情報発信

本団体の既存のホームページ及び各種広報媒体（SNS等）を活用し、会員の環境保全に対する活動について、会員及び区民に発信すること。なお、会員の環境保全に対する活動についての情報収集等は受注者が実施することとする。

ウ 全国に向けた情報発信業務

(ア) 会員が所有するコンテンツ（ラジオ、駅広告、雑誌等のメディア媒体）を

活用し、本団体の活動を全国に発信すること。なお、情報発信に伴う会員との調整は、受注者が行うこととする。

(イ) 受注者が所有するコンテンツ（ラジオ、駅広告、雑誌等のメディア媒体）を活用し、本団体の活動を全国に発信すること。

(2) 新規会員対応業務

ア 積極的な企業訪問活動を行い、新規会員の獲得に努めること。企業訪問活動は月に1回、発注者に成果を報告すること。

イ その他、本団体に関する問い合わせ等に対応すること。

(3) 既存会員対応業務

ア 会員に対して、イベント開催情報の提供や、日常的な連絡調整を行うこと。

イ 年度当初に前年度の全会員（おおよそ60事業者）の本団体への加入継続意思の有無等について確認を行うこと。

ウ 会員に対してヒアリングを行うこと。ヒアリングの内容は、会員の環境保全に関する取組や、本団体への意見・要望等を始めとし、発注者と協議のうえ定めることとする。

(4) 総会・幹事会開催業務

ア 総会開催業務

本団体の年次総会を年に1回開催する（例年5月頃）。開催に伴う各種調整、当日の運営等を行うこと。

(ア) 以下の事項について、幹事会で諮り、手配・作成すること。

①開催日及び会場

②次第及び議題

③令和6年度の活動報告及び会計収支決算

④令和7年度年間事業計画書（案）及び会計収支予算書（案）

⑤総会当日の講演者及び講演内容

⑥総会の議事録

(イ) 全会員に開催通知を発送し、出欠確認、承認事項に関する委任状の受領、受付名簿の作成等を行うこと。

(ウ) 会場設営及び運営（受付、司会進行等）を行うこと。

(エ) 総会の終了後、全会員に議事録を配信すること。総会を欠席した会員に対しては、総会資料も併せて配信すること。

イ 幹事会開催業務

原則として、月に1度、本団体の定例幹事会を開催する。開催に伴う各種調整、当日の運営等を行うこと。

(ア) 議題及び資料について事前に発注者と打合せを行うこと。

(イ) 資料を幹事業者に配信すること。また、開催通知を配信し、出欠確認を行うこと。

(ウ) 開催日は、各月の幹事会に諮り、その都度次回の開催日を決定すること。

(エ) 会場は原則として区立エコプラザ会議室を使用するものとし、受注者が会場予約及び会場設営を行うこと。区立エコプラザ会議室が使用できない場合、

発注者と協議の上、代替の場所で開催すること。なお、必要に応じてオンラインでの開催を可とする。

(オ) 幹事会の終了後、速やかに議事録を作成し、全幹事事業者の了承を得た後に、全会員に配信すること。

(5) 事業企画運營業務

総会で決定した事業計画に基づき、事業を企画立案し、幹事会の承認を経て実施すること。また、イベント周知に係るチラシ等のデータを作成すること。

ア 会員向け事業

会員が環境に関する最新の情報を収集する事業を実施すること。

【参考】過去の実施内容 ・ 講演、セミナー ・ 環境配慮型施設等の見学会 ・ meccEXPO（環境取組の展示会）		令和3年度	令和4年度
	講演、セミナー	4回	3回
	施設等の見学会	1回	1回
	meccEXPO	1回	1回

イ 区民及び企業向け事業

区民及び企業と協働した環境保全活動を実施すること。

【参考】過去の実施内容 ・ 打ち水大作戦 「打ち水」普及、啓発を目的とした活動 ・ クリーンアップ大作戦 会員による区内清掃活動 ・ スポGOMI大会 区民及び企業による新橋S L広場周辺の清掃活動 ・ 企業と環境展 会員による取組事例発表及び区民向けのワークショップ、講演会等 ・ エコバザー 会員等から収集したバザー品を販売する活動 エコバザーで得た収益金は、区内の子どもの環境教育に関する用途に充てる。		令和3年度	令和4年度
	打ち水大作戦	1回	2回
	クリーンアップ大作戦	1回	1回
	スポGOMI大会	1回	1回
	企業と環境展	1回	1回
	エコバザー	0回	2回

ウ オンラインワークショップの導入

年に2回、オンラインを活用したワークショップを実施し、区民に対して本団体の周知活動を行うこと。ワークショップは、区民及び企業向け事業等と同

時に開催することを可とする。

(6) 経理業務

ア 会員の会費徴収、収支帳簿の作成等の会計事務を行うこと。なお、事務の内容は発注者が別途指示する。また、銀行口座の管理は発注者が行うものとする。

イ 前年度の総会で選任された本団体の会計監事による会計監査を、年に1回、4月から5月上旬までに受けること。

6 報告書の作成

受注者は、本団体の運営報告書及び当該報告書（事業の実施写真を含む。）の電子データを四半期毎に発注者へ提出すること。

なお、提出期限は、各四半期の終了日の翌日から5営業日以内とし、第4四半期は令和7年3月31日（月）とする。

7 費用負担

(1) 契約金額には、以下の経費を含むものとし、掛かる経費は受注者が負担するものとする。

ア 受注者の事務従事者の人件費（移動に係る交通費を含む）

イ 事業の企画立案・運営に係るもの以外の事務用品

ウ 契約履行に係る消耗品費（事務室蛍光灯等）

エ 情報機器（パソコン、プリンター、複写機、ファクシミリ等）の備品費及び設置に係る経費（工事費）

オ 通信費

カ その他諸経費

(2) 以下の経費は、会員から集めた会費から支出するものとする（契約代金には含めず、受注者の負担としない。）。

ア 事業の企画立案・運営に係る輸送費

イ 装飾費等の外注を伴う経費

ウ 講師謝礼

エ 事務消耗品費

オ 郵送料

カ 保険料

キ 振込手数料

(3) 発注者は、受注者に対し区立エコプラザ内に事務室（机、椅子を含む。）を提供する。事務室使用に伴う光熱水費は、受注者が負担するものとする。

8 契約代金の支払方法

契約代金は、業務の履行を確認した後、受注者からの書面による請求に基づき、四半期ごとに支払うものとする。

9 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表

示に関するガイドライン（平成 21 年 3 月 27 日付改正 20 環車規第 837 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、区立エコプラザの指定管理者と定期的に情報交換を行い、十分に連携をとること。
- (2) 業務の実施に当たっては、業務日程及び業務内容について、発注者と事前に協議すること。
- (3) 本業務により知り得た情報等は、発注者の承諾なしに他に利用しないこと。
- (4) 本業務に係り作成された報告書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (5) 本業務の履行に当たり、疑義が生じた場合あるいは本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、これを決定するものとする。

12 担当

港区環境リサイクル支援部環境課地球環境係 河西 03-3578-2497